

## 過去の議員定数是正訴訟最高裁判決

### 衆議院議員選挙

選挙日	最大格差	判決日	法廷	事件番号・事件名	判例集（民集）	判断	判決趣旨
1972年12月10日	4.99	1976年4月14日	大法廷	昭和49（行ツ）75 選挙無効請求事件	第30巻3223頁	違憲	違憲だが「事情判決」により選挙は無効としない。（注1）
1980年6月22日	3.94	1983年11月7日	大法廷	昭和56（行ツ）57 選挙無効請求事件	第37巻9号1243頁	違憲状態	違憲状態であるが、是正に必要な合理的期間内だった（注2）
1983年12月18日	4.40	1985年7月17日	大法廷	昭和59（行ツ）339 選挙無効請求事件	第39巻5号1100頁	違憲	違憲だが「事情判決」により選挙は無効としない。
1986年7月6日	2.92	1988年10月21日	第二小法廷	昭和63（行ツ）24 選挙無効請求事件	第42巻8号644頁	合憲	1986年の定数是正（8増7減）で不平等状態は一応解消され、違憲とまでは言えない。（注3）
1990年2月18日	3.18	1993年1月20日	大法廷	平成3（行ツ）111 選挙無効請求事件	第47巻1号67頁	違憲状態	違憲状態だが事情判決で選挙は有効（1983年判決と同趣旨）
1993年7月18日	2.82	1995年6月8日	第一小法廷	平成6（行ツ）162 選挙無効請求事件	第49巻6号1443頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内
1996年10月20日	2.309	1999年11月10日	大法廷	平成11（行ツ）7 選挙無効請求事件	第53巻8号1441頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内、小選挙区比例代表並立制は合憲
2000年6月25日	2.471	2001年12月18日	第三小法廷	平成13（行ツ）223 選挙無効請求事件	第55巻7号1647頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内
2003年11月9日	2.064	2005年9月27日	第三小法廷	平成17（行ツ）71 選挙無効請求事件	第217号1033頁	却下	衆院が解散されたため「訴えの利益」が無くなった。（注5）
2005年9月11日	2.18 2.171	2006年10月27日 2007年6月13日	第二小法廷 大法廷	平成18（行ツ）189 選挙無効請求事件 平成18（行ツ）176 選挙無効請求事件	第221号659頁 第61巻4号1617頁	合憲 合憲	比例代表ブロックの定数も合憲 不平等は立法裁量範囲内（注6）
2009年8月30日	2.304	2011年3月23日	大法廷 大法廷	平成22（行ツ）207 選挙無効請求事件 平成22（行ツ）129 選挙無効請求事件	第65巻2号755頁 第236号249頁	違憲状態 違憲状態	1人別枠方式に係る部分は違憲状態であるが、合理的期間内に是正がされなかったとはいえない。（注8）
2012年12月16日	2.43	2013年11月20日	大法廷	平成25（行ツ）209 選挙無効請求事件 平成25（行ツ）226 選挙無効請求事件		違憲状態	憲法の要請に反する状態だが、合理的期間内に是正されなかったとはいえない。

### 参議院議員選挙

選挙日	最大格差	判決日	法廷	事件番号・事件名	判例集（民集）	判断	判決趣旨
1962年7月1日	4.09	1964年2月5日	大法廷	昭和38（才）422 選挙無効請求事件	第18巻2号270頁	合憲	定数配分は立法政策
1962年7月1日	4.09	1966年5月31日	第三小法廷	昭和38（才）655 選挙無効確認請求事件	第14巻3号458頁	合憲	極端な不平等ではない
1971年6月27日	5.08	1974年4月25日	第一小法廷	昭和48（行ツ）102 選挙無効請求事件	第111号641頁	合憲	極端な不平等ではない
1977年7月10日	5.26	1983年4月27日	大法廷	昭和54（行ツ）65 選挙無効請求事件	第37巻3号345頁	合憲	参議院議員では要譲歩
1980年6月22日	5.37	1986年3月27日	第一小法廷	昭和57（行ツ）171 選挙無効請求事件	第147号431頁	合憲	前回選挙から格差拡大せず
1983年6月26日	5.56	1987年9月24日	第一小法廷	昭和62（行ツ）14 選挙無効請求事件	第151号711頁	合憲	配分規定は合憲範囲内
1986年7月7日	5.85	1988年10月21日	第二小法廷	昭和62（行ツ）127 選挙無効請求事件	第155号65頁	合憲	配分規定は合憲範囲内
1992年7月26日	6.59	1996年9月11日	大法廷	平成6（行ツ）59 選挙無効請求事件	第50巻8号2283頁	違憲状態	著しい不平等状態だが、是正は立法裁量権の範囲内
1995年7月23日	4.97	1998年9月2日	大法廷	平成9（行ツ）104 選挙無効請求事件	第52巻6号1373頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内
1998年7月12日	4.98	2000年9月6日	大法廷	平成11（行ツ）241 選挙無効請求事件	第54巻7号1997頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内
2001年7月29日	5.06	2004年1月14日	大法廷	平成15（行ツ）24 選挙無効請求事件	第58巻1号56頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内（注4）
2004年7月11日	5.13	2006年10月4日	大法廷	平成17（行ツ）247 選挙無効請求事件	第60巻8号2696頁	合憲	不平等は立法裁量範囲内
2007年7月29日	4.86	2009年9月30日	大法廷	平成20（行ツ）209 選挙無効請求事件	第63巻7号1520頁	合憲	定数配分は合憲範囲内（注7）
2010年7月11日	5.00	2012年10月17日	大法廷	平成23（行ツ）51 選挙無効請求事件 平成23（行ツ）64 選挙無効請求事件	第66巻10号3311頁 第241号91頁	違憲状態 違憲状態	著しい不平等状態だが、是正は立法裁量権の範囲内（注9）

■注1 事情判決：

違憲であったとしても、選挙の効力については、選挙全体として無効にすることにより生ずる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法第31条の定める事情判決（処分は違法であっても、それを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき、違法を宣言して請求を棄却する判決で、公職選挙法第219条は適用を認めていない）の法理を「一般的な法の規則原則に基づくもの」として適用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決。しかしこれでは違憲宣言の繰り返しに終わる可能性もある。そこで、定数是正ができるまでの間は、公職選挙法204条に基づく選挙無効判決の効果の発生を延ばし、すみやかな定数是正と選挙の実施を促すべきという考え方（将来効判決）を主張する意見もある。

■注2 是正のための合理的期間：

この時の判決は「違憲状態であるが、1975年の定数改正から5年後しか経っていない選挙で、格差是正のため国会に認められた合理的期間内にあった」とした。当然「違憲状態の是正のために必要な合理的期間」の長さが問題になるが、これについて、どのような条件の下で、どの程度の期間認められるべきかの判定基準が抽象的で、学説での検討もあまり進んでいない。

■注3 「3倍未満」なら合憲？：

この判決によって、「衆議院については1対3倍未満ならば合憲」とする最高裁判決の流れが、しばらく定着することとなった。

■注4 2004年1月14日 最高裁大法廷判決：

選挙区選挙の最大格差が5.06倍となった2001年7月参院選につき、無効が争われた事件の判決。結果的には、15人の裁判官のうち9人の多数意見で合憲判断となった。しかし、その9名のうち4名が、「仮に次回選挙でも漫然と現状が維持されれば、違憲判断がなされる余地が十分にある」として、これまでになく厳しい姿勢を示した。また裁判官出身の判事（泉徳治判事）が初めて明確に違憲判断したことも注目された。しかし、その「次の選挙」に該当した2004年7月参院選（最大5.13倍）を、最高裁は結局、「合憲」と判断した（2006年10月4日判決）。

■注5 解散になってしまえば「訴えの利益」なし：

「2003年11月実施の衆院選挙で小選挙区の1票の格差が最大2.064倍だったのは違憲である」として訴訟が起きた。一審の東京高裁が2004年12月に「合憲」としたため、最高裁に上告され、2005年7月に最高裁大法廷へ回付、憲法判断が下される見込みとなった。しかしその直後の8月8日、郵政民営化問題で小泉首相が衆議院を解散。するとすぐに最高裁第三小法廷に再び戻され、2005年9月27日に「衆院が解散されたことで『訴えの利益』が失われた」と、全員一致で訴えを却下した。

■注6 2007年6月13日最高裁大法廷判決：

2005年9月衆院選（いわゆる「郵政解散選挙」）につき大法廷で判決。大法廷が「一票の格差」について憲法判断をしたのは8年ぶり、2002年の公選法改正で小選挙区区割りを変更されて以降初となった。裁判官15人中9人が99年判決を踏襲し「憲法に違反しない」としたが、2人が「違憲」、4人が「違憲状態」とした。なお、本法廷では「無所属候補は選挙運動において不平等」との主張についても判決が下されたが「合憲」とされた。

■注7 2009年9月30日最高裁大法廷判決：

2007年7月参院選につき大法廷で判決。定数配分は合憲との判断を示し、有権者側の上告を棄却した一方で、格差縮小のためには「選挙制度の仕組み自体の見直しが必要」と最高裁が初めて選挙制度そのものの見直しを言及したことが注目された。15人の裁判官中、10人が多数意見（うち4人が補足意見）、残りの5人は違憲とする反対意見を述べた。

■注8 2011年3月23日最高裁大法廷判決：

2009年8月衆院選につき大法廷で判決。それまでの「2倍台の格差ならば合憲」という流れを変えるとともに、「1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至って」とし、「1人別枠方式」廃止を求めた点が注目された。

■注9 2012年10月17日最高裁大法廷判決：

2010年7月参院選につき大法廷で判決。参院選ではこれまで「5倍台なら合憲」という流れがあったが、この判決で、少なくとも4倍台に収めることが必須となったと解釈できる。また、裁判官15人のうちで「合憲」とした者は1人もいなかった。